

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 楓 淳 一

		第六号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る道路の種類	
平成二十七年 六月十九日	指定の年月日		
飯能市大字双柳千四十七一一から 千四十七一二まで 飯能市大字双柳九百四十九一三から 千四十七一九まで 飯能市大字双柳九百十三一一から 九百二十八一一まで 飯能市大字双柳九百十一三から 九百十五まで 飯能市大字双柳九百十二一一から 九百十二一二まで 飯能市大字双柳八百八十四一二から 八百八十五一一まで	指定に係る道路の位置		
三十八・二 五六六・六七 十六・〇 二十二・二 三十九・〇 十五・八	(単位メートル)	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
四・〇 六・〇 六・〇 四・〇 六・〇 四・〇	(単位メートル)	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	